

表2 事前協議・届出対象行為（まちなか景観づくり推進地区内に限る）

行為	対象（※1）
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※2	(1)延べ面積が10㎡以上のもの (2)外観面積の1/2を超える外観の変更
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※2	(1)高さ5mを超えるさく・塀・擁壁その他これらに類するもの (2)高さ10mを超える次のもの ①鉄筋コンクリート造、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（③の支持物に該当するものを除く） ②煙突・排気塔その他これらに類するもの ③電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む） ④物見塔・電波塔その他これらに類するもの（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの高さ） (3)高さ10m又は表示面積の合計が15㎡を超える広告板、広告塔その他これらに類するもの（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの高さ） (4)高さ10m又は築造面積1,000㎡を超える次のもの ①彫像・記念碑その他これらに類するもの ②観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ③自動車車庫の用に供する立体的施設 ④アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ⑤石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 ⑥污水处理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設 (5)(1)～(4)のもので外観面積の1/2に相当する面積を超える外観の変更
開発行為（土地の区画形質の変更）	面積が3,000㎡を超えるものまたは規模が高さ5mを超える法面を生ずるもの
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が3,000㎡を超えるもの又は規模が高さ5mを超える法面を生ずるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超える法面を生ずるもの
水面の埋立て又は干拓	面積が3,000㎡を超えるもの又は高さ5mを超えるもの
木竹の植栽又は伐採	高さ10m以上のもの

※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。この他、景観法や黒石市景観づくり条例・規則により届出の対象から除外される行為があります。

※2 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも景観づくり基準への適合が必要です。）